

農地法第3条許可ポイント

- ①譲受人になるためには、**世帯の耕作地(借入地含む)＋取得地＝5,000 m²(50a)**
以上となることが条件です。詳しくは農業委員会までご確認ください。
- ②取得した農地がある地域の営農保全活動への協力や、周囲との調和をとることが必要です。
- ③取得する農地に賃貸借契約等がある場合、申請手続き前に解約する必要があります。詳しくは農業委員会へご確認ください。
- ④許可時期：申請月月末に発行。

※H24.4.1より、農地法第3条許可は許可権限が移譲され、県知事許可の事案も農業委員会許可になりました。

添付資料

関係書類	提出部数	備考	申請書等配布先
1 申請書	1部		農業委員会
2 全部事項証明書 【土地登記簿謄本】	1部		金沢地方法務局 【1通1,000円】
3 住民票抄本	1部	登記簿の所有者または申請者の住所が町外の場合	該当市町戸籍係
4 小作地関係書類 【同意書・解約書】	1部	契約期間満了まで1年未満： 小作耕作者の所有権移転に対する同意書 契約期間満了まで1年以上： 小作耕作者との合意解約書	農業委員会
5 耕作証明	1部	申請者が川北町以外に農地を持っている場合	該当市町農業委員会
6 町土地改良区関係	1部	土地改良区へ組合員資格得喪通知書 (名義変更届)	農業委員会
7 七ヶ用水土地改良区 関係書類	1部	七ヶ用水土地改良区へ組合員資格得喪通知書 (名義変更届)	手取川七ヶ用水土地改良区 〔白山市西新町159-2〕 〔白山市産業会館内〕
8 使用貸借・賃貸借 関係の場合	1部	契約書の写し・確約書	申請者
9 同意書	1部	地区農業委員の記名押印	農業委員会
10 その他	1部	営農計画書	農業委員会